

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住宅センター」という。）と住宅金融支援機構が締結する「適合証明業務に関する協定の変更に関する協定書」（平成21年4月1日）第11条の規定に基づき、住宅センターが実施する適合証明業務に係る手数料（以下「適合証明手数料」という。）について必要な事項を定める。

(設計検査適合証明手数料)

第2条 設計検査適合証明手数料は、一戸建て及び長屋建て（以下「一戸建て等」という。）の住宅の場合、別表1に掲げる額とし、賃貸住宅及び共同建ての住宅の場合、別表2に掲げる額とする。

(中間時現場検査適合証明手数料)

第3条 中間時現場検査適合証明手数料は、一戸建て等の住宅の場合、別表3に掲げる額とする。

(竣工時現場検査適合証明手数料)

第4条 竣工時現場検査適合証明手数料は、一戸建て等の住宅の場合、別表4に掲げる額とし、賃貸住宅及び共同建ての住宅の場合、別表5に掲げる額とする。

(中古住宅に係る適合証明手数料)

第5条 中古住宅に係る適合証明手数料は、一戸建て等の住宅の場合、別表6に掲げる額とし、マンションの場合、別表7に掲げる額とする。

第6条 リフォーム融資に係る適合証明手数料は、別表8に掲げる額とする。

(適合証明手数料の加算)

第7条 適合証明業務の実施地区が薩摩川内市甕島地区、三島村、十島村、熊毛地区、大島地区であったときは、第3条、第4条及び第5条の規程による適合証明手数料に次の各号の手数を加算する。

(1) 船舶又は飛行機を利用するときは、その実費相当額

(2) 宿泊を要するときは、宿泊費相当額として一泊あたり10,800円

2 フラット35Sを利用する一戸建て等の住宅の場合は、別表1の適合証明手数料に次の各号に定める手数料を加算する。

(1) バリアフリー性 3,000円

- (2) 省エネルギー性（金利Bプラン）
 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級4及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6の場合、若しくは評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級以上5及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5
 （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条の規定に基づくBELS評価書（以下「BELS評価書」という。）を活用する場合を除く。）
 30,000円
- (3) 省エネルギー性（金利Aプラン）
 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6
 30,000円
- (4) ZEH Oriented（ZEHプラン）
 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6
 （BELS評価書を活用する場合を除く。）
 30,000円
- (5) 耐久性・可変性（金利Bプラン） 3,000円
- (6) 耐震性（機構承認住宅） 3,000円
- (7) 耐震性（一般住宅） 20,000円

3 フラット35Sを利用する賃貸住宅及び共同建ての住宅の場合は、別表2の適合証明手数料に次の各号に定める手数料を加算する。

- (1) 省エネルギー性（金利Bプラン）
 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級4及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6若しくは、評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5
 （BELS評価書を活用する場合を除く。）
 $80,000円 + 3,000円 \times \text{戸数}$
- (2) 省エネルギー性（金利Aプラン）
 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6
 $80,000円 + 3,000円 \times \text{戸数}$
- (3) ZEH Oriented（ZEHプラン）
 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6
 （BELS評価書を活用する場合を除く。）
 $80,000円 + 3,000円 \times \text{戸数}$

4 フラット35Sを利用する一戸建て等の住宅の場合は、別表4の適合証明手数料に次に各号に定める手数料を加算する。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 省エネルギー性（金利Bプラン・金利Aプラン） | 5,000円 |
| (2) ZEHプラン | 5,000円 |

（適合証明手数料の減額）

第8条 住宅センターは、適合証明業務が効率的に実施できる場合等にあつては、実費を勘案し適合証明手数料を減額することができるものとする。

（適合証明手数料の納入）

第9条 適合証明業務を依頼した者（以下「申請者」という。）は、設計検査等の申請時に適合証明手数料を納入するものとする。また、住宅センターが第6条に規定する手数料の加算額を請求する場合は、申請者は、その額を適合証明書発行までに追加で納入するものとする。

2 前項の納入が銀行振込みによるときは、振込みに要する費用は、申請者の負担とする。

（適合証明手数料の返還）

第10条 収納した適合証明手数料は返還しない。ただし、住宅センターの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合は、申請者に返還する。また、中古住宅の適合証明業務において業務の中断や一部省略できる場合については実費を勘案し手数料の一部を申請者に返還する。

附 則

この規程は、住宅金融公庫と適合証明業務に関する協定を締結した日から施行する。

附 則

この規程は、住宅金融公庫と適合証明業務に関する協定の変更に関する協定書を締結した日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

住宅の種類	手数料の額（消費税込み）
一戸建て及び長屋建ての住宅	1戸について 9,000円

別表2（第2条関係）

住宅の種類	手数料の額（消費税込み）
賃貸住宅及び共同建ての住宅	1棟あたり 50,000円

別表3（第3条関係）

住宅の種類	手数料の額（消費税込み）
一戸建て及び長屋建ての住宅	1戸について 15,000円

別表4（第4条関係）

住宅の種類	手数料の額（消費税込み）
一戸建て及び長屋建ての住宅	1戸について 15,000円

注) 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合の手料金は10,000円とする。

ただし、住宅センターにおいて他の検査と同時に検査できる場合は不要とする。

別表5（第4条関係）

住宅の種類	手数料の額（消費税込み）
賃貸住宅・共同建ての住宅（一般申請）	20,000円+2,000円×戸数
共同建ての住宅（登録マンション一括申請）	20,000円+600円×戸数

注1) 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合の手料金は住戸数に応じて別途見積りとする。

注2) 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級4以上及び評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級4以上の基準への適合を確認する場合は、住戸数に応じて別途見積りとする。

別表6（第5条関係）

(1) 一戸建て等の適合証明手数料

区分	手数料の額（消費税込み）
中古住宅	42,000円
リノベ	80,000円

注) 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合の手料金は10,000円とする。

ただし、住宅センターにおいて他の検査と同時に検査できる場合は不要とする。

(2) (1) の追加手数料

区分	追加手数料の額 (消費税込み)
耐震評価が必要な建築物	10,000円

注) 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

別表7 (第5条関係)

(1) マンションの適合証明手数料

区分	手数料の額 (消費税込み)	
	登録なし ^{注1}	登録あり ^{注1}
中古住宅 ^{注2}	42,000円	27,000円

注1) 登録とは、旧公庫マンション情報登録(申請先:(財)住宅金融普及協会、又は(財)マンション管理センター)を行っているマンション

注2) マンションのリノベに係る手数料は、住戸数に応じて別途見積りとする。

(2) (1) の追加手数料

区分	追加手数料の額 (消費税込み)
耐震評価が必要な建築物	10,000円

別表8 (第6条関係)

区分	手数料の額 (消費税込み)
リフォーム融資住宅	1戸について 42,000円